

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条

北海道運輸局旭川運輸支局長（以下「支局長」という。）が行う道路運送車両法（以下「車両法」という。）第28条の3第1項に規定する封印の取付け委託（以下「委託」という。）を受けた封印取付け受託者（以下「受託者」という。）は、同法及び同法施行規則（以下「規則」という。）並びに封印取り付け委託要領について（平成18年10月4日付国自管第86号）、及び封印取り付け委託要領の運用等について（平成18年10月4日付国自管第87号）、「輸入自動車に係る新規登録手続の際の特別取扱について」（昭和61年6月2日付地管第89号、地技第123号）並びに「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付国自情第239号）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条

この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 甲種受託者

乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

二 乙種受託者

① 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

② 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付国自情第239号）に定める輸入業者自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

三 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

- ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ウ 車両法第 11 条第 2 項（自動車登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- エ 「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第 242 号、国自整第 221 号）」に基づく車両法第 11 条第 1 項による封印の取付けが必要な場合

四 丁種受託者

行政書士法（昭和 26 年 2 月 22 日法律第 4 号）第 15 条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が旭川運輸支局に提出する書類を作成した自動車（エに規定する場合を除く）について、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

- ア 当該自動車（封印取付け委託要領（平成 18 年 10 月 4 日付国自管第 86 号）第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ウ 車両法第 11 条第 2 項（自動車登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- エ 「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第 242 号、国自整第 221 号）」に基づく車両法第 11 条第 1 項による封印の取付けが必要な場合

五 事業場

- ①甲種受託者にあつては運輸支局に近接し、封印取付けが確実に実施できる事務所
- ②甲種以外の受託者にあつては封印取付けが実施できる事務所

六 分室

甲種受託者が事業場以外に封印取付けを行う事務所であつて、事業場が管理する事務所

七 営業所

乙種受託者が事業場以外に封印取付けを行う事務所であつて、事業場が管理する事務所

八 施封センター

複数の乙種受託者が共同で封印の取付けを行う事務所

九 封印の前渡し

予め一定数量の封印を受託者に交付すること

十 有償受託者

第 24 条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（委託の申請手続）

第 3 条

封印の取付け委託を受けようとする者は、「封印取付け委託申請書」(第1号様式)に次に掲げる書面を添えて、支局長に申請するものとする。

- 一 甲種受託者及び丙種受託者にあつては、その資格を証する書面及び事業場付近の見取図、乙種受託者にあつては、販売店証明書(完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書(写し)若しくは証明書等)、丁種受託者にあつては、収支決算書(直近年度分)及び役員名簿
- 二 規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面(第2号様式)
なお、甲種及び乙種受託者にあつては、封印の取り付けを行う分室又は営業所を設置する場合は封印取付け担当者及び営業所等一覧を記載した書面(第7号様式)
- 三 関係法令を遵守することを誓約した書面(別紙誓約書)
- 四 規則第13条第4号に該当しない旨の書面(別紙宣誓書)
- 五 登記事項証明書(現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書)又は住民票(発行後1ヶ月以内のもの)
- 六 封印取付け手数料請求権放棄書(無償受託の場合)(別紙放棄書)
- 七 施封センターを設置する場合は、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画を記載した書面
- 八 巡回封印取付け業務を行う場合、第6条第1項における巡回封印取付け担当者の所属、職名及び氏名を記載した書面
- 九 巡回封印取付け業務を行う場合、第9条に定める巡回対象店舗等の名称、住所及び管理責任者を記載した書面
- 十 丁種受託者にあつては事業場の組織図(管理体制等)
- 十一 丁種受託者にあつては所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士一覧
- 十二 取扱内規(封印の管理に対する組織内の取扱要領)

(委託書の交付)

第4条

支局長は、封印の取付け委託をしたときは「封印取付け委託書」を交付するとともに、「封印取付け受託者台帳」(以下「受託者台帳」という。)を作成するものとする。

(標識等)

第5条

乙種受託者は、規則第14条に規定する封印取付け受託者の標識については、事業場に掲げれば足りるものとする。

- 2 受託者は、封印取付け受託者の標識を掲げたときは、「標識掲示届」(第3号様式)を支局長に提出しなければならない。

(封印取付けを行う者)

第6条

受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

- 一 封印取付け責任者
規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者
- 二 封印取付け担当者
自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者
- 三 巡回封印取付け担当者
巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者

- 2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。
- 3 受託者は第1項の封印取付け責任者を選任したときは、すみやかに「封印取付け責任者の選任届」(第2号様式)を支局長に提出しなければならない。
また、封印取付け責任者を変更したときは、すみやかに「封印取付け責任者の変更届」(第4号様式)を支局長に提出しなければならない。
- 4 受託者は第1項の封印取付け責任者を選任したとき並びに事業場に封印取付け担当者及び巡回封印取付け担当者を置いたときは、「封印取付け責任者等名簿」(第5号様式)を備え、これに記録しなければならない。

(封印取付けを行う施設等)

第7条

各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- 一 甲種受託者 分室
- 二 乙種受託者 営業所、施封センター
- 三 丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗
- 四 丁種受託者 所属する行政書士の事務所

- 2 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)及び車両法第11条第2項(登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。)は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。)等において行うことができる。

(委託にあたっての考慮事項)

第8条

封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告するものとする。

- 2 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(巡回封印取付け業務の管理体制等)

第9条

丙種及び丁種受託者は、第6条第1項における巡回封印取付け担当者を選任又は変更したときは、すみやかに「巡回封印取付け担当者選任(変更)届」を第2号様式又は第4号様式に準じて作成し、支局長に提出しなければならない。

- 2 丙種及び丁種受託者は、巡回封印取付け担当者による封印の取付けを受ける構成員で

ある自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士事務所（以下「巡回対象店舗等」という。）について、新規加入・変更及び廃止があったときは、「封印取付け対象販売店等届出書」（第6号様式）を支局長に提出しなければならない。

3 丙種受託者は、巡回対象店舗における封印の取付けを的確に行うため、当該店舗を有する自動車販売事業者に、その店舗ごとに、封印の取付けを行う自動車の管理及び封印の取付けに必要な補助業務を行わせるため管理責任者を定めさせなければならない。

（封印の交付）

第10条

受託者は、封印の交付を受けようとするときは、事業場ごとに「封印請求（受領）書」（第8号様式又は第9号様式）を2部提出しなければならない。

2 支局長は、受託者に封印を交付したときは、前項の「封印請求（受領）書」を受託者に交付するものとする。

3 第1項の「封印請求（受領）書」は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印受払簿等）

第11条

封印の前渡しを受けた受託者は、「封印受払簿」（第10号様式）を備え、受入れ、打損、紛失等の受払事由を明らかにして、封印の出納状況を的確に記録しなければならない。

また、封印を取付けたときは、その封印に係る自動車の施封年月日、自動車登録番号又は車台番号を明確に記録しなければならない。

2 前項の取扱いは、乙種受託者の営業所及び施封センターにおいても同様とする。

3 受託者は、封印の取付けを行う事業場又は営業所及び施封センターごとに、「封印取付け台帳」（第11号様式）を備え、交付を受けた封印に係る自動車の登録年月日、自動車登録番号及び車台番号、施封年月日を明確に記録しなければならない。

4 前項に規定する封印取付け台帳について、自動車登録番号標交付代行者が発行する封印取付け用紙がある場合は、この封印取付け用紙を台帳として使用することができる。

5 封印受払簿及び封印取付け台帳は、施封の日から2年間保存しなければならない。

（封印の保管）

第12条

受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

（打損した封印等）

第13条

受託者は、打損又はき損した封印及び不良な封印については、すみやかに、支局長に返納しなければならない。

（封印の紛失）

第14条

受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかに、その数量及び事情を支局長に報告しなければならない。

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け）

第15条

甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第7号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第16条

自動車登録番号標を後返納等となる出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を支局長に原則2通提出しなければならない。

(変更届出)

第17条

受託者は、次に掲げる事項に変更があったときは、すみやかに「封印取付け受託者変更届」(第12号様式)を支局長に提出しなければならない。

- 一 受託者の氏名又は名称もしくは住所
- 二 受託者の事業場の名称もしくは住所(位置の変更を除く。)
- 三 乙種受託者の施封営業所の名称もしくは住所
- 四 乙種受託者の施封営業所の設置又は廃止
- 五 乙種受託者の施封営業所を管理する事業場の名称
- 六 乙種受託者の施封センターの名称もしくは住所(位置の変更を除く。)
- 七 丙種受託者の構成員に異動(加盟・脱退等)があった場合
- 八 丁種受託者に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士に変更があった場合

(事業場の位置変更の承認申請)

第18条

受託者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ「承認申請書」(第13号様式)に事業場の位置の変更を証明するに足りる書面のほか、甲種受託者及び丙種受託者にあつては、事業場付近の見取図を添えて支局長に提出しなければならない。

受託者が封印の取付けの業務を廃止しようとするときも同様に「承認申請書」を提出しなければならない。

(承認書の交付)

第19条

支局長は、前条の承認をしたときは、「承認書」を交付するものとする。

(封印取付け報告書)

第20条

封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに前月の封印取付け状況に関し、支局長に「封印取付け報告書」(第14号様式)を提出しなければならない。

- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、第11条第1項の「封印受払簿」(写)を添付しなければならない。

(実態調査)

第21条

支局長又は管轄運輸支局長は、受託者の封印の管理状況及び封印の取付け状況等について必要と認めるときは、実態調査を行うことができるものとする。

- 2 前項の実態調査は、別途「調査表」を定め、その「調査表」に基づき行うものとする。
- 3 管轄運輸支局長は、第1項の実態調査の結果を支局長に報告するものとする。
- 4 支局長は、実態調査の結果、適切でない事項があると認められたときは、必要な改善指示をすることができる。

(委託の解除)

第22条

支局長は、規則第15条の4の規定により封印の取付け委託を解除したときは、「解除書」を受託者に交付するものとする。

2 前項の解除書を交付したときは、その旨を管轄運輸支局長に対し当該解除書の写しをもって通知するものとする。

(手数料の支払)

第23条

手数料は、甲種受託者の場合には封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書により、乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者の場合には請求書に添付された「封印取付け届出書」(第15号様式)により確認できる封印取付け件数について支払う。

2 第1項による「封印取付け届出書」とは、あらかじめ提出させた「封印取付け届出書」に、毎月提出される「封印取付け報告書」等により集計した年間取付け個数と一致していることを確認し、運輸支局長が確認済印を押捺し返付したものをいう。

(無償受託)

第24条

受託者は、支局長に、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。(別紙放棄書)

[附則]

- 1 本準則は平成29年4月3日から適用する。
- 2 平成29年9月22日 一部改正
- 3 令和3年 1月28日 一部改正
- 4 令和3年 9月30日 一部改正
- 5 令和5年12月22日 一部改正